

島根県後期高齢者医療広域連合告示第 14 号

島根県後期高齢者医療広域連合外来療養にかかる高額療養費委任払実施要綱（平成 20 年島根県後期高齢者医療広域連合告示第 11 号）の一部を改正する要綱をここに定める。

平成 20 年 7 月 23 日

島根県後期高齢者医療広域連合長 松浦正敬



島根県後期高齢者医療広域連合外来療養に係る高額療養費委任払実施要綱  
(平成 20 年島根県後期高齢者医療広域連合告示第 11 号)の一部を改正する  
要綱

島根県後期高齢者医療広域連合外来療養にかかる高額療養費委任払実施要綱(平成 20 年島根県後期高齢者医療広域連合告示第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「外来療養」の下に「(高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成 19 年政令第 318 号。以下「政令」という。)第 14 条第 2 項に規定する外来療養をいう。以下同じ。)」を加え、「、保険医療機関等(健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 63 条第 3 項第 1 号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。以下同じ。)での窓口での」を削り、「負担を軽減するため」を「負担の軽減を図るため」に改める。

第 5 条第 1 項中「高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成 19 年政令第 318 号)」を「政令」に改め、同条第 2 項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定による請求書が発行できない保険医療機関等については、保険医療機関等による証明書(様式第 3 号の 2)によりこれに代えることができる。

様式第 3 号の次に次の一様式を加える。

様式第3号の2 (第5条関係)

保険医療機関等による証明書

被保険者番号		被保険者氏名	
診療年月	年 月	診療日数(回数)	日(回)
診療科名	科	診療点数	点
一部負担金	円		

上記のとおり証明します。

年 月 日

保険医療機関等 所在地

名 称 印

※請求書の添付ができないとき、この証明書を添付してください。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日より適用する。